

第1回 第九次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録（概要）

日時	令和3年8月19日（木）午後7時～7時45分
場所	会議棟1階 第1会議室
出席委員	杉野委員、外池委員、西委員、渡瀬委員、内田委員、岡田委員、 奥田委員、佐近委員、野口委員、濱田(綾)委員、濱田(裕)委員
欠席委員	鈴木委員
事務局	市民部長、地域振興課長、消費・共同参画係
会議の種別	公開
傍聴者数	0名
会議次第	別紙のとおり
当日配布	・次第 (資料1) 第九次東大和市男女共同参画推進審議会委員名簿 (資料2) 会議の傍聴に関する取り決めについて (資料3) 令和3年度第九次東大和市男女共同参画推進審議会スケジュール（案） (資料4) 東大和市防災会議委員名簿 (資料5) 「女性のための法律相談」ちらし (参考資料) 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例 新委員のみ配布 ・第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版） ・第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）平成31年度年次報告書 ・第三次東大和市男女共同参画推進計画 ・第三次東大和市男女共同参画推進計画（概要版）

事務局：開会前に、事務局から事務連絡がございます。

委員の皆様におかれましては、本日、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が発出されている中、第1回第九次東大和市男女共同参画推進審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、皆様への委嘱状の交付、会長、副会長の選出及び市長からの諮問をさせていただきますことから、本日、お集まりいただきましたが、現在の状況を踏まえ、1時間を目安に会議を行いたいと考えております。何卒、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、本日の会場につきましては、感染予防対策といたしまして、換気及びソーシャルディスタンスを図りながら開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日配布した資料の確認をさせていただきます。不足する資料等はないでしょうか。資料の確認は以上となります。

また、議事録作成のため、会議を録音させていただきますので、皆様、ご了承いただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

1 開会

部長：それでは定刻となりましたので、ただいまより、第1回第九次東大和市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。本審議会は、今回より新たな委員任期となります。そのため、本日の審議会につきましては、正副会長が選任されるまでの間、私が会議の進行を務めさせていただきます。申し遅れましたが、わたくし、市民部長の田村美砂と申します。よろしくお願いいたします。

2 委任状の交付

部長：交付にあたりましては、本来、市長から各委員の皆様お一人お一人に対面で交付をさせていただくところではありますが、現在、東京都に新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出されており、感染予防対策といたしまして、対面の交付ではなく、皆様の机の上にて交付させていただいております。何卒、ご理解・ご了承いただきますようお願い申し上げます。

—委嘱状交付—

3 市長挨拶

皆さん、こんばんは。市長の尾崎でございます。

本日は、お忙しい中、また新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出されている中、第1回第九次東大和市男女共同参画推進審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、このたびは、本審議会委員へのご就任につきまして、快くお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、少子高齢化が進み、人口減少社会になった我が国において、社会における多様性や女性活躍の推進を図り、男女共同参画社会の実現を目指すことは、社会全体での重要な取り組みの一つとなっております。

また、国際的にも平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」に、「ジェンダー平等を実現しよう」も掲げられております。そうした中、本市では、社会環境の変化や新たな課題に対応するため、「第三次東大和市男女共同参画推進計画」を本年3月に策定いたしました。

皆様には、計画を踏まえた本市の男女共同参画に関わる事案について、ご審議いただき、様々なご意見をいただければと考えております。

また、本日は、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改定版）令和2年度年次報告書について諮問をさせていただく予定となっております。

是非とも、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただけますよう、お願い申し上げますとともに、本日ご出席の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

部長：ここで、市長は公務の都合により、退席をいたします。尾崎市長ありがとうございました。

—市長退席—

4 委員紹介

事務局：初めに資料1の第九次東大和市男女共同参画推進審議会委員名簿をお手元にご用意ください。

東大和市男女共同参画推進審議会につきましては、「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第22条第2項」の規定により、学識経験者4人以内、事業者又はその委任を受けた方2人以内、公募市民8人以内と規定されております。

今期につきましては、学識経験者4人、事業者につきましては東大和市商工会からの推薦された2人、公募委員につきましては、本年5月1日から31日の間募集を行い、その後「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第22条第1項」及び「東大和市男女共同参画推進審議会委員の公募及び選考に関する要領」の規定に基づき、庁内設置の選考会における評定審査により選考を行い、6人の方を公募委員として決定いたしました。それにより計12人の方が第九次東大和市男女共同参画推進審議会の委員となります。詳細につきましては、お手元の委員名簿をご確認ください。

委員皆様の氏名につきましては、市公式ホームページにて公表させていただきますのでご承知いただきますようお願いいたします。

紹介については名簿順に、お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた委員におかれましては、ご起立をいただければと思いますのでご協力お願いいたします。

—委員紹介—

—担当職員紹介—

5 会長・副会長の選任

事務局：会長・副会長の選任は、「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第24条」の規定により、委員の互選によることとなっております。いらっしゃらないようですから推薦にします。

—推薦により、会長及び副会長決定—

—拍手—

6 会議の傍聴について

事務局：資料2の「会議の傍聴に関する取り決めについて」をご覧ください。「東大和市情報公開条例第30条」の規定により、市の附属機関等の会議は公開とすることとなっております。公開の方法については、「東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条第1項」の規定により、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うものとされております。また、第2項では、附属機関は、公正かつ円滑に会議を行うため、傍聴に関わる手続き及びその他必要な事項を定めると規定していることから、今回の第九次の審議会の皆様に定めていただく必要があると考えております。前回の第八次の審議会では資料2の2枚目に添付しております「東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について」の中で傍聴に関する手続きや定員、禁止事項等の必要事項を定めておりました。今まで審議会を開催している中で運用上、特段問題がなかったことから、事務局といたしましては、第九次の審議会につきましても、引き続き同じ内容とすることで問題はないと考えております。委員の皆様は傍聴についてお諮りいただきご承認をいただければと思いますのでよろしく申し上げます。

会長：事務局から提案がありましたが、今まで運用上、特段問題がなかったということでしたので、事務局の提案についてご異議がなければ「東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について」を第九次の審議会としての傍聴に関わる規定として定めたいと思います。

(異議なし)

事務局の提案どおり、「東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について」を傍聴に関する規定といたします。お手数ですが、資料2の2枚目「東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について」にある空欄の日付のところに本日の日付をご記入ください。

ここで会議の傍聴についてお図りいたします。先ほど、事務局から説明があったとおり、会議は公開となっております。また、傍聴を希望する者を認めることで公開ととなっておりますが、本日の会議を公開することでご異議ございませんか。

(異議なし)

本日、本会議の傍聴の申し出はございませんでしたので、ご報告いたします。それでは今後につきましても会議の傍聴については、同様の取扱いとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次第7 諮問にうつります。今回につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、諮問書の読み上げのみを行うこととし、諮問書については、事前に写しを各委員の皆様の机にお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

7 諮問「第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度年次報告書について」

事務局：諮問書について代読させていただきます。

―市長からの諮問書代読―

会長：事務局より諮問がありました。今後、この諮問された内容につきまして皆様にご審議をいただくこととなりますので皆様ご協力をお願いいたします。ただいまの諮問内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局：今回、初めて審議会の委員になられた方もいらっしゃいますので、まずは審議会について簡単にお話させていただいた後に、諮問内容についてお話させていただきます。お手元に諮問書の写しと参考資料「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」をご用意ください。まず、東大和市男女共同参画推進審議会は、「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」の第4章に謳われており、市長の諮問に応じて調査審議をするために審議会を置くこととされております。条例第8条の「推進計画」及び第15条「年次報告」の条文の中に市長が審議会に意見を聴かなければいけないと規定されており、市長が審議会に対し意見を聴く事が「諮問」ということとなります。審議会はこの諮問を受けて内容を調査審議し、市長に対し、「答申」というかたちで意見を伝えることとなります。今回の諮問の内容につきましては、条例第15条の「年次報告」の規定に基づく諮問となりますので、委員の皆様には、令和2年度に市が取り組みました男女共同参画に関連する事業実績を基に評価できる点や改善すべき点等、次年度以降の取組みに繋がるような忌憚のないご意見をいただき、答申を作成していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

会長：いまの説明に対し何かご質問等はございますか。

委員：第二次が昨年度終わり、第三次が今年から出発しています。前回の答申の時に第三次に反映するという事で答申させていただいています。今回は第二次の最終年度である昨年度の実績を反映させるという説明がありましたが、第三次、今新たに出発している事の項目が違う場合は、反映することができないし、どのような形で納めるのか。

事務局：今回の令和2年度の実績としてやり終えた事業について、皆さまにご意見をいただき評価をしていただきたいと思います。令和3年度が4月からはじまり、市として男女共同参画に関する事業を進めていただいている。令和4年度に入ってから第三次の計画を基に事業を進めていただいたものが1年間終わるので、令和4年度のところで、皆様に第三次の新たな実績報告、年次報告を諮問、答申していただきたいと思います。昨年につきましては、9年間の総括の答申をいただいておりますが、第二次計画の最終年度の年次報告の諮問、答申が終わっていませんので今年やっていただく。来年については第三次の計画の結果を評価していただき、答申をいただく。今年と来年で計画が変わっていきますので、ご理解をいただければと思います。

委員：今回の諮問は、第二次の最終年度の評価、第三次新たに出発したものに反映できるものは、反映させる、反映できないものもある。

会長：今年と来年の扱いが異なっているということです。

8 審議事項

(1) 令和3年度第九次東大和市男女共同参画推進審議会スケジュール（案）について

事務局：本日、8月19日を第1回とし、10月、11月、12月、令和4年1月の5回の開催を予定しております。また、右側につきましては市の取組みを記載しておりますので、詳細な日程と併

せて後ほどご確認いただければと思います。

会長：説明のあった審議会のスケジュール案の内容について、ご意見・ご質問等があればお願いします。

委員：今回、令和2年度を審議するわけですが、10月に始める前に元年度の審議会に答申したものがどのように活かされて令和2年度すすんだのかを審議していかないといけない。

事務局：前回の答申につきましては、第二次の9年間の総括を答申していただきまして、その答申をもって、第三次の計画に活かしていくかたちで答申をいただいたと思います。答申が活かされたかは第三次の計画策定に活かされている。平成31年度年次報告も作っておりますので、ご意見をいただいた部分については活かされている。皆さまには、令和2年に行なわれた事業をお示ししていきたい。

委員：審議会の時間は、今日のような時間で開催されるのですか。

事務局：基本的には午後7時からです。今後、書面開催になるのか時間を早めるかは、検討させていただきたい。開催通知でご案内させていただきたい。

委員：リモートでの開催は。

事務局：いろんなところで試験的にリモートが行われていますが、市の方でのリモートは、環境が整っていません。基本的には対面の会議か書面開催で考えております。

会長：よろしいでしょうか。皆様がよろしければ資料3のスケジュール案を基に審議会を進めていきたいと思えます。

(2) 東大和市防災会議委員名簿について

事務局：資料4の「東大和市防災会議委員」の名簿をご覧ください。この東大和市防災会議に対し、第八次男女共同参画推進審議会から女性委員1名の推薦しており、現在は委員1名が東大和市防災会議委員として会議に参加していただいております。東大和市防災会議委員の任期につきましては、令和4年3月31日となっております。引き続き現委員に東大和市防災会議委員をお願いする事をご了承願います。

—拍手—

9 その他

(1) 審議会の開催日程について

事務局：第2回審議会 10月21日(木) 午後7時から中央公民館2階201

資料5「女性法律相談」のチラシにつきましては、今年7月より男女共同参画事業として相談窓口を設置いたしました。毎月第3水曜日です。委員の皆様にも周知啓発をいただければと思います、参考まで配布させていただきました。よろしくをお願いします。

会長：次回の審議会については10月21日ということで皆様よろしくをお願いします。本日は終了いたします。ありがとうございました。